

刑事施設における薬物事犯受刑者に対する処遇

矯正処遇の義務化

「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行により、平成18年5月24日から、受刑者に対し、矯正処遇（作業、改善指導、教科指導）を義務付けることとなった。（平成19年6月1日からは、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に名称変更）

薬物依存離脱指導

- 刑事施設81庁で実施（平成21年度）（刑務支所を含む）
- 標準プログラムに基づく指導
 - ・民間自助グループ等による指導
 - ・グループワークを導入
- 民間自助グループ等の積極的関与
 - 社会との連携強化
 - ・釈放後に民間自助グループ等が実施するプログラムへの参加を動機付け
 - ・民間自助グループ等からの指導者招へい
75庁（平成20年度）→77庁（平成21年度）（刑務支所を含む）
- VTR教材を活用
 - ・薬物依存からの回復者等の出演協力
 - ・標準プログラムの内容に沿った構成（5本組）
 - ・内容理解を深めるためのワークブック

標準プログラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。 (カリキュラムの説明、動機付け)	・講義 ・薬物使用チェックリスト作成
薬物の薬理作用と依存症	薬物の薬理作用と依存状態が形成される過程、回復のための方法など薬物依存症について理解させる。	・講義 ・視聴覚教材
薬物を使用していたときの状況	グループワークの方法を説明し、共通する問題を全員で真しに考える構えを持たせる。薬物を使用していたときの状態を振り返らせる。	・視聴覚教材 ・グループワーク
薬物使用に関する自己洞察	どんなときに薬物を使用していたのかを考えさせ、薬物に依存する背景を明確にし、自己理解を深めさせる。	・グループワーク
薬物使用の影響	薬物使用の良いところばかりでなく、周りに掛けた迷惑や引き起こした問題、社会的責任など、薬物使用以外にも問題点があることに気付かせ、罪障感を喚起する。	・視聴覚教材 ・グループワーク
薬物依存からの回復	依存症の認識と再使用を防止するための方策を考える姿勢を持たせる。やめ続けることに成功した人たちとその活動について紹介し、依存症からの回復への希望を持たせる。	・視聴覚教材 ・講話 ・グループワーク ・読書指導
薬物依存離脱に関する今後の決意	薬物使用の損得について具体的かつ現実的に考えさせ、薬物使用と自分自身のこれからの人生に関する洞察を深めさせる。	・グループワーク
再使用防止のための方策（危機場面について）	再使用防止の方策を考える第一段階として①再使用のおそれのある場面や状況、②薬物に頼りなくなる場面や状況を具体的に考える。	・グループワーク
再使用防止のための方策（対処スキルについて）	再使用のおそれのある場面や状況に関し、①薬物に頼らずに回避する方法、②その方法を身に付けるためにはどうすればよいかを考える。	・グループワーク ・SST
出所後の生活の留意事項と社会資源の活用	出所後の留意事項について注意を喚起するとともに、民間自助グループの活動について情報提供する。	・講義 ・視聴覚教材

ダルク・NAとの連携



※ ダルク(DARC):覚せい剤等の薬物から開放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設。

※ NA(ナルコティクス・アノニマス):薬物依存症からの回復を目指す人たちのための自助グループ。

視聴覚教材の活用



ワークブックの活用

今後の課題

認知行動療法を取り入れたプログラムの試行など薬物事犯者処遇の充実強化